

# 改めて「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書」とは？

---

2025年2月

特許庁総務部企画調査課



# 「OIモデル契約書」の位置づけ

## 実態調査

- ①スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書  
(公正取引委員会)

中間報告 2020/06/30  
最終報告 2020/11/27



## 未来投資会議

第40回会議（2020/07/03）において安倍元総理が「本日は、令和2年度成長戦略実行計画案について、審議いたしました。（中略）第四に、オープン・イノベーションの推進です。**大企業とスタートアップ企業の契約の適正化を図る**など、スタートアップ企業への資金の供給を促進します。」と発言。

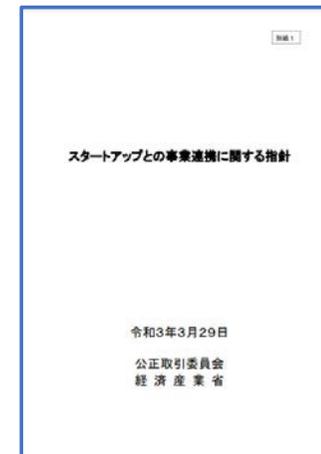


(出典) 首相官邸ホームページより

## あるべき契約の姿・考え方

- ②スタートアップとの事業連携に関する指針  
(公正取引委員会・経済産業省)

2021/03/29



附属文書

## 具体的なツール

- ③OIモデル契約書（新素材編、AI編）  
(特許庁・経済産業省)

新素材編 2020/06/30

AI編 2021/03/29

# スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書

- 契約類型毎に公取委が**独占禁止法上問題となるおそれがある**と整理した事例

## NDA（秘密保持契約）

- 営業秘密の開示
- 片務的なNDA等の締結
- NDA違反

## ライセンス契約

- ライセンスの無償提供
- 特許出願の制限
- 販売先の制限

## PoC契約（技術検証契約）

- 無償作業等

## その他

- 顧客情報の提供
- 報酬の減額・支払遅延
- 損害賠償責任の一方的負担
- 取引先の制限
- 最恵待遇条件

## 共同研究契約

- 知的財産権の一方的帰属
- 名ばかりの共同研究
- 成果物利用の制限

(注) 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるのは、連携事業者の取引上の地位がスタートアップに優越していることが前提。  
また、優越的地位の濫用を含む不公正な取引方法として独占禁止法上問題となるのは、公正な競争を阻害するおそれが生じることが前提。

# 判明した問題事例

- 公取委は、スタートアップの公正かつ自由な競争を促進する観点から、「独占禁止法違反行為に対しては**厳正に対処していく**」との方針。

## 共同研究契約（**知的財産権の一方的帰属**）

共同研究の成果に基づく**知的財産権を連携事業者（相手先）のみに帰属**させられる場合がある。

- 正当な理由がないのに、共同研究の成果に基づく知的財産権の無償提供等を要請する場合は、**優越的地位の濫用**のおそれ。

## PoC契約（**無償作業等**）

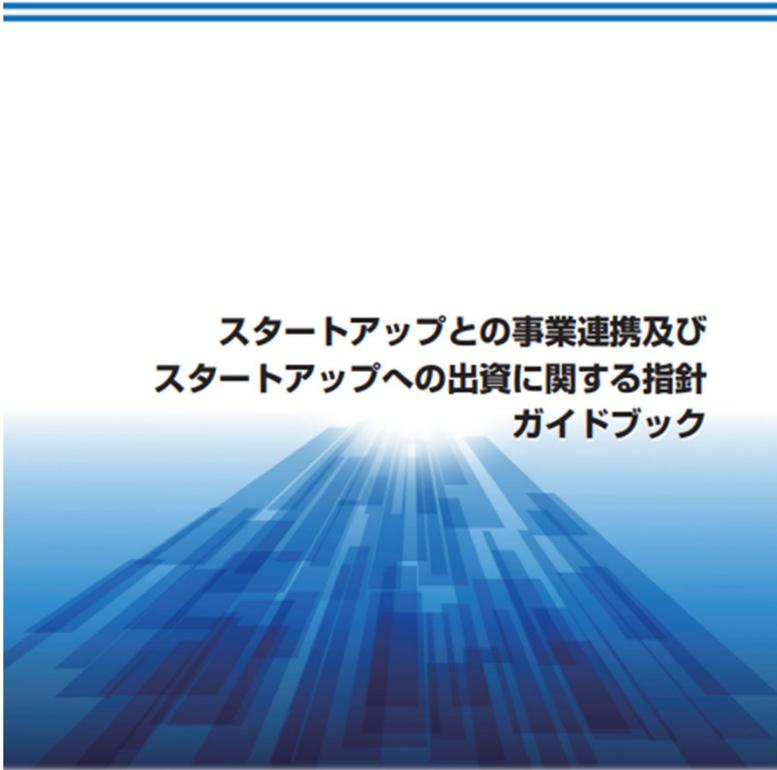
①PoCの成果に対する**必要な報酬が支払われない**場合や、

②PoCの**やり直しを求められ、その報酬が支払われない**場合がある。

- 正当な理由がないのに、無償でのPoCを要請する場合、一方的に著しく低い対価でのPoCを要請する場合など、**優越的地位の濫用**のおそれ。

# スタートアップとの事業連携に関する指針ガイドブック

- 判明した問題事例とモデル契約書の条項を対応させている。



スタートアップとの事業連携及び  
スタートアップへの出資に関する指針  
ガイドブック

公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission  
経済産業省  
特許庁  
www.meti.go.jp

9

NDA  
POC契約  
共同研究契約  
ライセンス契約  
その他  
出資契約

### 3 共同研究契約に係る問題

#### i. 知的財産権の一方的帰属 指針 P15

スタートアップが、連携事業者から、共同研究の成果に基づく知的財産権を連携事業者のみに帰属させる契約の締結を要請される場合がある。

#### 事例

N社は、POCや共同研究に入る段階で、連携事業者から契約書のひな形を押し付けられる形で契約書を交わしたが、その契約書においては、POCや共同研究の成果物の権利が一方的に連携事業者に帰属することとなっていた。

O社は、共同研究で、連携事業者から、知的財産権の無償提供に応じさせられた。

P社にとって、大企業である連携事業者との取引の実績がなくなると、信用の確保が難しくなるため、共同研究契約書を交わすときの立場が連携事業者の方が強く、交渉は難しかったところ、P社は、連携事業者から一方的に知的財産権の譲渡を求められ、譲渡せざるを得なかった。

#### 独占禁止法上の考え方

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、正当な理由がないのに、スタートアップに対し、共同研究の成果に基づく知的財産権の無償提供等を要請する場合であって、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合  
⇒ 優越的地位の濫用のおそれ

#### 問題の背景

- i. スタートアップ側の法的リテラシーの不足
- ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足
- iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

#### 解決の方向性

- i. 共同研究契約締結前に保有していたバックグラウンド情報の範囲を明確化し、共同研究の成果とのコンタミネーションを防ぐこと  
⇒ モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】第2条参照
- ii. スタートアップに知的財産権を帰属させ、連携事業者に一定の限定を付した独占的利用権を設定することを検討する一方、連携事業者にも配慮し、第三者との競合開発禁止やスタートアップが経営不安に陥った際の連携事業者の知的財産権買取オプションの設定についても検討すること  
⇒ モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】第7条、第14条参照

# OIモデル契約書解説パンフレット

- モデル契約書に記載された「想定シーン」のもと、**実際の交渉シーン**についてロールプレイ形式で解説
- **交渉のポイント**についてコラム形式で紹介
- オープンイノベーションにおいて**意識すべき価値軸**についても紹介

オープン  
イノベーション  
促進のための  
モデル契約書  
----- ver.2.1 -----  
解説パンフレット



オープン  
イノベーション  
促進のための  
モデル契約書  
----- ver.2.1 -----  
解説パンフレット



オープン  
イノベーション  
促進のための  
モデル契約書  
----- ver.2.0 -----  
解説パンフレット



オープン  
イノベーション  
促進のための  
モデル契約書  
----- ver.2.0 -----  
解説パンフレット



# 解説パンフレットについて

第1章

## 本パンフレットについて

### 本パンフレットのターゲット（想定読者）

本パンフレットは、「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書 ver2.0(以下、「モデル契約書」)」の理解を深めることを目的として、要点のみに絞って記載されています。特に、以下の方々の内、オープンイノベーションの経験がまだ浅い方や、進めるにあたってのノウハウを整理したいという方等を対象に、役立つ情報を掲載しています。

- ✓ 事業会社  
(現場担当、知財・法務担当など)
- ✓ スタートアップ  
(特に、新規性のあるコア技術を基に事業を興そうとするスタートアップ)
- ✓ スタートアップ支援者  
(VC など)

### 本パンフレットを読むにあたって

本パンフレットは、モデル契約書の概要を紹介するものとなっています。このため、本パンフレットを読んで、より詳細を知りたいと思った場合には、該当するモデル契約書にも目を通すことが望ましいでしょう。

また、本パンフレットは「モデル契約書(新素材編)」の概要について解説していますが、別冊子にて「モデル契約書(AI編)」の概要を解説しているパンフレットも併せて公表しています。これらのモデル契約書に関する情報は下記の特許庁 HP から入手できます。

<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>



特許庁「オープンイノベーションポータルサイト」 QRコード

モデル契約書(AI編) 解説パンフレット



### ロゴマーク

モデル契約書の理念に賛同いただける方は、ぜひロゴマークをご活用ください。



OIモデル契約書

～私たちはOIモデル契約書の理念に賛同しています～

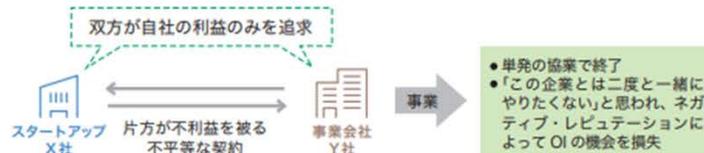
第1章

## 改めて「オープンイノベーション」を進める上で大事なことは

### 中長期的な目線

オープンイノベーションは単発で終わるものではなく、中長期的な価値創造パートナーを探索する活動であり、双方の適切なリスク分配のもと、協調的に協力することでユニークな価値を生み出し、その対価を適切にシェアし、もって新たな活動に繋げていく取組です。そして、そのような好循環を実現することがオープンイノベーションの目指すところです。このため、「次も一緒に協業したい」と思わせるような関係を構築することも重要です。

### オープンイノベーション(OI)の失敗例の特徴



### 意識すべき「価値軸」

上記のような前提のもと、特許庁・経済産業省では、オープンイノベーションにおいて協業する双方において常に意識され、拠り所とすべき価値観＝「価値軸」として以下を掲げています。

“ スタートアップと事業会社の連携を通じ、  
知財等から生み出される事業価値の総和を最大化すること ”

本パンフレットを読む際にも常に上記の価値軸を意識しながら読み進めることで、より内容を理解できるでしょう。

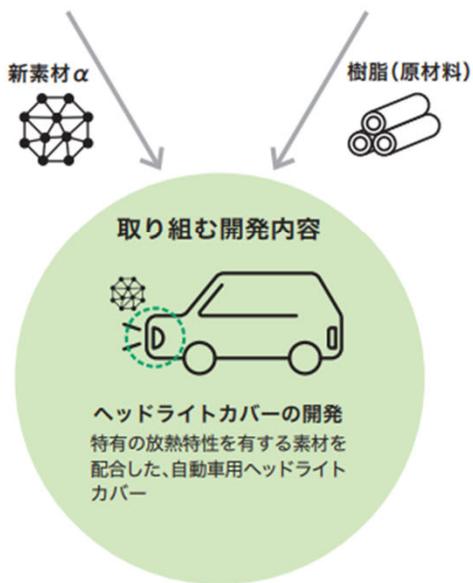
# 想定シーンを設定（解説パンフレット）

## モデル契約書(新素材編)における 想定シーンの場面設定

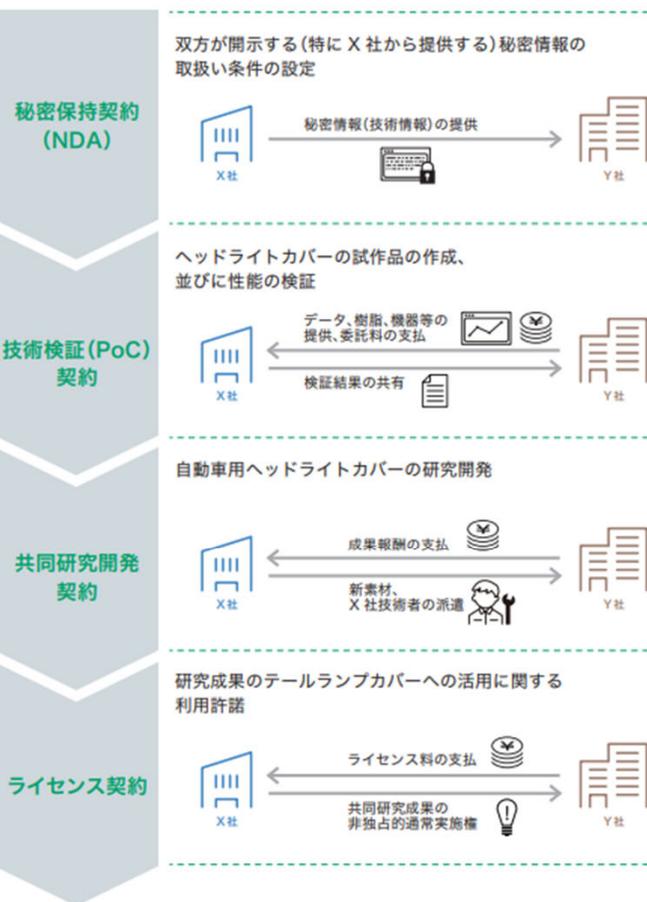
### 登場するプレイヤーの概要

**スタートアップ X**  
樹脂に添加することで、樹脂の放熱性能を金属並みに向上させる新素材αを開発したスタートアップ。

**部品メーカー Y**  
自動車用の部品製造メーカー。ヘッドライトカバーのマーケットシェアが高く、この分野での共同研究を検討。



### 各契約フェーズの概要



# 解説パンフレットについて

## case 03 共同研究開発契約

X社とY社は、新素材αに関する技術を適用した、高熱伝導性を有するポリカーボネート樹脂組成物を成形してなるヘッドライトカバーの開発および製品化を共同で実施することに関して、共同研究開発契約を締結する。

### あるある交渉事例



#### X社



弊社としては、今後も他分野の協業パートナー等の外部企業とのスピーディな協業を通じて成長していくことが大前提となります。今回の権利が共有帰属だと御社の事前許諾が必要になり、事業計画に不都合が生じうるので、弊社の単独帰属とさせて頂き、御社にライセンスする形としたいのですが。



そこで、本製品の設計・製造・販売においては、一定期間の御社の独占的な実施権を設定したうえで、別途競争禁止義務を設定するとしつつ、弊社に経済的不安が生じた際には権利の譲渡も検討できるようにする方針でいかがでしょうか。



独占的な実施権を設定することを考慮して、研究成果への報酬も支払いいただきたいです。この製品の商圏を獲得する金額としては、決して高い金額ではないかと思われます。



事業化まで恐らく相当程度の時間がかかると思われるので、報酬については、頭金で一部を支払い、残りを事業進捗に応じて段階的に支払う方式はどうでしょうか。

#### Y社



まずは、成果物の権利の帰属先を話し合しましょう。両社の研究員が共同でヘッドライトカバーを開発しますので、その権利は共有帰属とする方針でよいでしょうか。



うーむ。競合会社にライセンスされるリスクがある上、万が一御社の事業継続が困難になった際、ライセンスが維持されるのか不透明になるため、受け入れ難いです。



なるほど、その形であれば受け入れられるかもしれません。社内で相談してみます。また、共同研究の対価について、その実費を支払う形でいかがでしょうか。



報酬と言いましても、事業化時の収益が不透明な状況で、高額な対価設定には応じたいところです。事業化ができ次第、支払う形でどうでしょう。



その支払い方法であれば検討の余地がありそうです。詳細について相談しましょう。

### 交渉のポイント

#### 1 成果物の権利の帰属は「とりあえず共有」でよい？

- スタートアップであるX社は、第三者への自由なライセンスを通じて事業拡大を志向するものであり、権利の扱いについて常にY社の事前許諾が必要だと、事業スピードや経営判断に悪影響が及ぶ。他方、Y社としても必要な領域で利用する権利は確保しつつ、X社の成長と将来的な協業可能性を期待する方が合理的な選択肢となることもある。そこで、権利の帰属をX社単独としつつ、Y社へ独占的通常実施権を設定することや、Y社が条件付きでX社から知財譲渡を受けられるように配慮するなど、双方が合意できる条件を模索することが重要である。

(参考：7条「本知的財産権等の帰属および成果物の利用」)



- X社バックグラウンド情報：非独占的通常実施権
- 成果物に係る特許：独占的通常実施権

#### 2 研究開発に関する対価はどうやって設定すればよい？

- 両社は、双方の事業戦略に不都合が生じないように対価と成果の帰属を検討すべきである。例えば、Y社は特許権が帰属しなくとも独占的な利用権があれば事業戦略上は問題ないため、共同研究による発明はX社の単独帰属としている。他方、Y社は事業化ができていないタイミングでの高額な支払いは受け入れ難いため、X社への支払いは、頭金の一部支払いと、残りを開発成果に応じたマイルストーン形式で支払う形式を採用している。

(参考：5条「経費負担」、10条「研究成果に対する対価」)



- 研究に係る実費と人件費の支払い
  - 成果物の開発に関する報酬の支払い
- (頭金の支払いとマイルストーン・ペイメントの併用)

# OIモデル契約書の実物とその特徴

共同研究開発契約書

## 想定シーンを設定

(新素材)

### 想定シーン

1. X社(樹脂に添加することで放熱性能を金属並みに引き上げることができる新素材αを開発した大学発スタートアップ)は、Y社(自動車部品メーカー)に対し、技術検証(PoC)の成果物として新素材αの性能および耐久性に関する報告書を提出した。その後、Y社は、当該報告書を踏まえた社内検討を行い、X社との共同研究開発を行うことを正式に決定した。
2. 成果物の知的財産権の帰属について、以下のやりとりがなされた。
  - ① Y社としては、事業戦略上、共同研究開発の成果を独占的に利用できる権利を確保することが必須である。さらに、できれば、共同研究開発の結果生じた成果物にかかる知的財産権については自社の単独帰属をしたい。
  - ② しかし、X社としても、(1)上場審査やM&Aに先立つデューデリジェンスにおいてマイナス評価を受けないために、また、(2)自由度を確保して多数の企業とのアライアンスを実施し、市場を拡大して売上を増加させるために、成果物にかかる知的財産権は自社の単独帰属をしたい。ただし、その場合であってもY社による成果物利用の用途を限定して、当該用途以外の成果物の他社への展開が阻害されない形であれば、当該用途においては成果物をY社のみが使用できるようにすることはやむを得ないと考えている。
  - ③ そこで、協議の結果、単独発明による成果物にかかる知的財産権は当該発明を行った当事者に単独帰属、共同研究開発の成果物にかかる知的財産権はX社に単独帰属させた上で、Y社に対して、一定期間・一定の領域において独占権を認める無償の通常実施権を設定することに双方合意した。
3. その他、以下についても合意された。
  - ① X社は、Y社との共同研究開発を開始した事実および得られた成果を(秘密保持義務に反しない範囲で)公表できる。

⋮

※想定シーンや条項例の作成にあたっては、公正取引委員会による「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」に記載の問題事例への対応についても考慮

- 想定シーンを設定し、**想定シーンに沿った条項例**を提示
- 想定シーンにおいては、契約に至るまでの経緯や契約の目的を明記

**想定シーンと前提条件が合わないケースでは、  
条項のチューニングも必要  
(OIモデル契約書はゴールド・スタンダードではない)**

# OIモデル契約書の実物とその特徴

当事者	X社(甲) Y社(乙)
目的	【研究テーマ】 新素材αに関する技術を適用した、高熱伝導性を有するウイスキー及び当該ウイスキーを配合した樹脂組成物を成形してなるヘッドライトカバー(本製品)の開発 【研究の目的】 本製品の開発・製品化
役割分担	甲の担当:技術者の派遣、本素材の表面処理の調整・配合量の検討、特性評価への立会い 乙の担当:本製品の設計、製作、特性評価
スケジュール	本契約締結後速やかに決定
経費負担	乙
情報開示	以下を互いに開示 ▶ 本契約締結日に各自が所有し、本研究に必要なものとして特定した情報(バックグラウンド情報) ▶ 各自の担当業務から得られた技術的情報
知的財産権の帰属	①本研究の過程で各当事者が独自開発した発明(本単独発明):当該当事者に帰属 ②本研究の過程で生じた発明のうち①以外のもの(本発明):甲に帰属

- 合意した条件を**タームシート**として提示
- タームシートに対応する形での条項設定
- 想定シーン毎・条文毎に留意すべきポイントを解説に記載

※想定シーンや条項例の作成にあたっては、公正取引委員会による「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」に記載の問題事例への対応についても考慮

## 条項例を提示

### ■ 14条(第三者との競合開発の禁止)

第14条 甲および乙は、本契約の期間中、相手方の書面等による事前の同意を得ることなく、本製品と同一または類似の製品(本樹脂組成物からなる自動車用のライトカバーを含む。)について、本研究以外に独自に研究開発をしてはならず、かつ、第三者と共同開発をしまはたは第三者に開発を委託し、もしくは第三者から開発を受託してはならない。

#### <ポイント>

- いわゆる競業避止義務を定める条項であり、具体的には、本モデル契約の期間中の第三者との競合開発を禁止する規定である。

## 条項の解説付き

#### <解説>

- 本モデル契約の期間中に、競業他社とも類似の共同研究開発がされ、そちらで成果物を特許出願されてしまうリスクがあるため、本条を定めることは重要である。

#### 【コラム】競業避止の範囲

- 競業避止の範囲について、本モデル契約では「本製品と同一または類似の製品」としているが、「本研究と同一または類似のテーマ」などと定められることもある。

## 条項の変更例も提示

### ■ 5条(経費負担)

第5条 乙は、本研究を行うにあたって生じた経費(甲が費消した研究開発にかかる実費および人件費を含む。)を、書面によって別途合意されない限り、全て負担しなければならない。

#### 変更オプション条項:各自負担

甲および乙は、本研究を行うにあたって自己に生じた経費を、書面によって別途合意しない限り、それぞれ負担する。

# OIモデル契約書（新素材編を例に）

契約種別	※判明している問題事例	OIモデル契約書の解決提案
秘密保持契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の重要資料を<b>取引先が他社に開示</b></li> <li>・<b>秘密保持期間が短い</b>など、大企業だけに一方的に有利な条項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>開示範囲</b>を契約の目的に照らして<b>限定</b>する</li> <li>・<b>契約終了後も</b>一定期間の<b>秘密保持義務</b>を課す</li> </ul>
PoC契約 (技術検証)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>追加作業を求められるも、契約書が提示されず、対価もなし</b></li> <li>・PoC後の契約をほのめかされて、無償のPoCを続けるも、その後の契約なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>PoCとして実施する作業と対価を明確化</b></li> <li>・共同R&amp;Dに進むことの<b>努力義務</b>を恣憑</li> </ul>
共同研究開発契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社ノウハウによって生まれた発明であっても、その<b>権利が相手側（大企業）に帰属</b>する</li> <li>・製品試作に関連する特許を無断で特許出願された</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>研究成果の知財はスタートアップ帰属、事業会社の関心事業領域は期間を限定して独占的ライセンス</b></li> <li>・研究の過程で発明を取得した場合の相手方への<b>通知義務</b></li> </ul>
ライセンス契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造や販売に関して、不利益を被るような<b>独占契約</b>を結ぶように何度も迫られた</li> <li>・ライセンスの<b>無償提供</b>を求められた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>期間や地域を限定してライセンス</b>を許諾</li> <li>・イニシャルフィー、ランニングロイヤリティ等の<b>複数の対価設定</b>によりリスクを極小化</li> </ul>

# オープンイノベーション促進のためのマナーブック

- **オープンイノベーションを成功させるための、良好なパートナーシップ構築において事業会社・スタートアップ・大学等が意識すべきポイントを「マナー」として紹介。**
- 加えて、オープンイノベーションに取り組む事業会社やスタートアップ・大学の関係者からの声をまとめた「Tips集」や、オープンイノベーションの知財戦略も記載。
- **本マナーブックから連携先との良好なパートナーシップの構築のための心構えを学び、連携先と実現したい理念や共有したい目的を共有した上で、契約交渉の際はOIモデル契約書を併せて活用することで、より円滑かつ効果的にオープンイノベーションを進めることが可能。**

事業会社とスタートアップの  
オープンイノベーション促進のための

# MANNER BOOK

マナーブック

オープンイノベーションの社会価値を  
最大化したい!



では、どうすれば良いのか? 悩んだ我々は、オープンイノベーションの現場をたくさん見てきた事業会社・スタートアップ・弁護士・ベンチャーキャピタルの方々と徹底的に議論しました。  
なぜ失敗してしまうのか、どうすれば成功できるのか…。  
失敗して、収斂して、絞り出したオープンイノベーションのマナー4箇条がコチラです!!!!!!

## 01 オープンイノベーションを成功させるための パートナーシップを構築するために

本書のねらい

「マナーブック」を活用して、良いパートナーシップを構築しよう!



「マナーブック」はこんな方におすすめ

スタートアップとの交渉がスムーズに進まない、と感じている事業会社  
法務担当・オープンイノベーション担当

パートナーとのコミュニケーションにおけるポイントが分からない  
事業会社・スタートアップ 担当者の方

オープンイノベーションを成功させるための、良好なパートナーシップ構築において事業会社・スタートアップの双方が意識すべきポイントを「マナー」としてご紹介します。

# 事業会社とスタートアップのオープンイノベーション促進のためのマナーブック

## 04 理想的なパートナーシップを構築するための マナー 4 箇条

マナー 4 箇条

### その 1

#### ビジョンとゴールの すりあわせは 徹底しよう

- プロジェクトになぜ取り組むのか、何を実現したいのか。 お互いのねらいと想いを共有しないと、共通のゴールは目指せない。

### その 2

#### リスクヘッジではなく、 スピード重視で！

- リスクヘッジばかりに注力すると事業スピードが遅くなり、スタートアップの性質にそぐわない結果となる。
- スタートアップの事情を理解したうえで、決定のプロセス、スピードにも最大限配慮することが必要。

### その 3

#### 「双方の事業価値の 総和の最大化」を 判断基準にしよう

- 共同で取り組むオープンイノベーションにおいては、双方で共通の判断基準を持つことが極めて重要。
- 自社の利益のみを念頭に置くのではなく、「事業価値の総和の最大化」という共通の判断基準を採用すべき。

### その 4

#### 困ったときは、 「OIモデル契約書」に ヒントあり

- いざ契約の場面になった場合に役立つヒントが「OIモデル契約書」には数多く記載されている。
- マナー<その1~4>を実践すると、オープンイノベーションはうまくいくはず。

# 「OIモデル契約書（新素材編）」の4つの特徴

- 1 公取委の調査や未来投資会議での検討を受けた**政府の取組**
- 2 **ゴールドスタンダードではない**新たな契約の選択肢
- 3 「**想定シーン**」を設定して各条項のポイントを解説
- 4 「**事業価値の総和を最大化**」を**基本理念**とした条項

## 「OIモデル契約書」のロゴマーク

- 「スタートアップと事業会社の連携を通じ、知財等から生み出される事業価値の総和を最大化する」という、「**OIモデル契約書**」の理念に賛同いただける方は是非ご活用ください。



OIモデル契約書



OIモデル契約書

～私たちはOIモデル契約書の理念に賛同しています～

「OIモデル契約書」ロゴマーク使用要領 を特許庁のウェブサイトに掲載しています

<<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/logo-usage-guidelines.pdf>>

出典：特許庁ウェブサイト「オープンイノベーションポータルサイト」

<<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>>

# 特許庁のオープンイノベーションポータルサイト

## オープンイノベーション 特許庁の取組を紹介しす ポータルサイト



### OIモデル契約書

[スタートアップ×事業会社]

● 新素材編

● AI編

[大学×スタートアップ]

[大学×事業会社]

● 大学編

## 【参考】OIモデル契約書委員会等メンバー

### 令和元年度委員会（◎は委員長）

◎ 鮫島正洋	弁護士法人内田・鮫島法律事務所代表パートナー・弁護士
増島雅和	森・濱田松本法律事務所パートナー
中村亜由子	eiicon company 代表/founder
村上泰一郎	ピクシーダストテクノロジーズ代表取締役COO
丸山和徳	アステラス製薬 研究企画部
久池井淳	アクセンチュア シニア・プリンシパル アクセンチュア・ベンチャーズ日本副統括

### 令和二年度・令和三年度委員会（◎は委員長）

※敬称略。所属や肩書は2020年3月時点のもの。

◎ 鮫島正洋	弁護士法人内田・鮫島法律事務所代表パートナー・弁護士
増島雅和	森・濱田松本法律事務所パートナー
江戸川泰路	江戸川公認会計士事務所代表パートナー
天神雄策	東京大学TLO 取締役
中村亜由子	eiicon company 代表/founder
村上泰一郎	ピクシーダストテクノロジーズ代表取締役COO
久池井淳	一般社団法人未踏執行理事CSO / 株式会社マクニカSenior Advisor(顧問)
丸山和徳	アステラス ベンチャー マネジメント プレジデント

※敬称略。所属や肩書は2022年3月時点のもの。

## 【参考】OIモデル契約書委員会等メンバー

### 令和四年度

#### 委員会（◎は委員長）

◎鮫島正洋	弁護士法人内田・鮫島法律事務所代表パートナー・弁護士
梅田絢	東京大学TLO ライセンスグループマネージャー
江戸川泰路	江戸川公認会計士事務所代表パートナー
久池井淳	一般社団法人未踏執行理事CSO / 株式会社マクニカSenior Advisor(顧問)
中村亜由子	eiicon company 代表/founder
増島雅和	森・濱田松本法律事務所パートナー
丸山和徳	株式会社メディパルホールディングス事業開発本部担当部長
村上泰一郎	ピクシーダストテクノロジーズ代表取締役COO

#### 広報戦略ワーキンググループ（◎は座長）

◎中村亜由子	eiicon company 代表/founder
池岡亮	BD スプリントパートナーズシニアコンサルタント
宇井吉美	株式会社aba 代表取締役CEO
加藤宏記	株式会社Drone iPLAB/One ip 弁理士法人弁理士
北見裕介	株式会社ユーグレナ広報宣伝部長
福井崇博	ONE JAPAN 広報担当/日本テレビ放送網株式会社
三宅徹	株式会社未来機械代表取締役

※敬称略。所属や肩書は2023年3月時点のもの。

## 【参考】 OIモデル契約書委員会等メンバー

### 令和五年度委員会（◎は委員長）

◎ 鮫島正洋	弁護士法人内田・鮫島法律事務所代表パートナー・弁護士
増島雅和	森・濱田松本法律事務所パートナー
江戸川泰路	江戸川公認会計士事務所代表パートナー
中村亜由子	eiicon company 代表／founder
村上泰一郎	ピクシーダストテクノロジーズ代表取締役COO
久池井淳	一般社団法人未踏執行理事CSO / 株式会社マクニカSenior Advisor(顧問)
丸山和徳	株式会社メディパルホールディングス 事業開発本部担当部長
大西晋嗣	九州大学副理事（産学連携担当）／九大OIP副OIP長

※敬称略。所属や肩書は2024年3月時点のもの。

# [参考] OIモデル契約書作成弁護士チーム

第1回IP BASE  
AWARD  
知財専門家部門  
奨励賞受賞



## 法律事務所amaneku 代表弁護士 山本飛翔先生

- 昨年度に加え、一昨年度事業においても事務局のモデル契約書の作成業務を全面的にサポート頂いた。
- 経済産業省「令和2年度産業技術調査事業「研究開発型ベンチャー企業と事業会社の連携加速及び大学発ベンチャーの実態等に関する調査」」にも事務局としてご支援を頂いた。
- モデル契約書（大学）作成の全体とりまとめ、委員会における説明等、全面的にご支援を頂く。

主な役割：モデル契約書（大学）作成実務の全体統括

第2回IP BASE  
AWARD  
知財専門家部門  
グランプリ受賞



## STORIA法律事務所 柿沼太一先生

- 顧問先企業として、AI・ITベンダ、モノづくり中小企業、その他ベンチャー多数（IT、WEB、AI、バイオ）を抱える。
- 経済産業省「令和2年度産業技術調査事業「研究開発型ベンチャー企業と事業会社の連携加速及び大学発ベンチャーの実態等に関する調査」」にもAI分野のモデル契約書の解説講師としてご支援を頂いた。
- モデル契約書（AI）改訂及びパンフレット（AI）作成の全体とりまとめ、委員会における説明等、全面的にご支援を頂く。

主な役割：モデル契約書（AI）改訂実務（ドラフト作成、精査）と、パンフレット（AI）作成業務の全体統括

第3回IP BASE  
AWARD  
知財専門家部門  
奨励賞受賞



## 日比谷パーク法律事務所 パートナー 井上 拓先生

- 弁護士としてスタートアップを中心とする法律顧問に従事。
- 経済産業省「令和2年度産業技術調査事業「研究開発型ベンチャー企業と事業会社の連携加速及び大学発ベンチャーの実態等に関する調査」」にも新素材分野のモデル契約書の解説講師としてご支援を頂いた。
- モデル契約書（新素材）改訂及びパンフレット（新素材）作成の全体とりまとめ、委員会における説明等、全面的にご支援を頂く。

主な役割：モデル契約書（新素材）改訂実務（ドラフト作成、精査）と、パンフレット（新素材）作成業務の全体統括

ありがとうございました

---

